

4 . 社会保険分野

社会保険(1)	任意継続被保険者制度の見直し
規制の現状	<p>継続して被保険者期間2カ月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ることによって最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。</p> <p>保険料前納の場合、年4%で割り引かれる。また、総報酬制の対象となる賞与額が設定できない。</p>
要望内容	<p>任意継続被保険者制度の維持あるいは廃止を健保組合が選択できるようにすべきである。</p> <p>制度の維持を選択する場合でも、健保組合が、a)任意継続期間(2年以内)、b)資格取得のために必要な健康保険被保険者期間、c)前納額から金利分を割り引くか否かについて、それぞれ自由に設定できるようにすべきである。さらに、d)総報酬制にふさわしい保険料算定方式にすべきである。</p>
要望理由	<p>被用者保険本人の自己負担割合が引き上げられ、他の医療保険制度に比べて優位性は認められなくなっており、任意継続被保険者制度によって、退職者への給付を継続する意義は薄れつつある。また、現行制度維持のための事務処理負担等が健保組合の運営を圧迫している。</p>
根拠法令等	<p>健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第165条 健康保険法施行令第49条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省保険局保険課</p>

社会保険(2)	特例退職被保険者制度の資格喪失要件等の緩和【新規】
規制の現状	<p>(1)特例退職被保険者制度(以下、特退制度という)においては、a)死亡、b)再就職、c)被扶養者資格を満たしたとき、d)海外に移住したとき、e)生活保護を受給したとき、f)老人保健制度に加入したときなどの事由以外には、脱退できない。</p> <p>(2)また、保険料は、加入健保の全被保険者(除、特例退職被保険者)の標準報酬月額平均額等により決められている。</p>
要望内容	<p>(1)現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。 特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認める。 平成14年10月までの特退制度の既加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認める。</p> <p>(2)特例退職被保険者の年間収入に基づいた保険料算定方式など、負担の平等が確保されるように、新たな保険料算定方式を構築すべきである。</p>
要望理由	<p>(1)- 保険料は、特退制度加入者の年収にかかわらず、一般被保険者の年間総報酬に基づく算定方式で決められている。このため、少額年金受給者層の保険料は、国保保険料に比べ割高な負担となっている。また、一般被保険者の保険料負担上限は、健康保険法で1000分の95としており、制度上の矛盾が生じている。</p> <p>(1)- 平成14年10月以前の既加入者は、最長でも70歳到達まで継続するとこの制度説明を前提に加入している。よって、今般の老人保健制度の加入年齢引上げにより、既加入者に対しては、70歳到達時に喪失か継続の選択権を与えるべきである。</p> <p>(2)保険料が、特例退職被保険者の年間収入の多寡にかかわらず、加入健保の一般被保険者の標準報酬月額等により決められることから、年金を受給する加入者にとって経済的負担が課題となっている。保険者(特定健康保険組合)と特例退職被保険者の双方が納得可能な保険料算定方式を構築すべきである。</p>
根拠法令等	<p>健康保険法附則第3条 健康保険法第38条 国民健康保険法第8条の2第1項</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(3)	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する 規約変更の緩和
規制の現状	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている事項(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
要望内容	当該健保組合に既に加入している事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである(認可事項から届出事項への変更)。
要望理由	<p>企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っており、それに伴って、健保組合の設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健保組合における会社設立については、認可の前提となる登記簿等の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者への被保険者証交付の遅れなど不都合が生じている。</p> <p>健保組合の認可手続きの負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないよう求めたい。届出事項への変更と添付書類の簡素化を要望する。</p>
根拠法令等	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(4)	健康保険組合の事業所編入基準の緩和【新規】
規制の現状	<p>同一事業主の事業所、組合の設立事業所との間で、証券取引法等に基づき定められている「親会社」「子会社」または「関連会社」と同様な関係にあること、 役員の過半数が、組合の適用事業所の役員で占められていること、 従業員の過半数が、組合の被保険者であった者で占められていること等に該当する事業所は、健康保険組合に編入できるとしている。</p>
要望内容	<p>当事者間の合意に基づく編入を認めるなど、健康保険組合における事業所編入基準を一層緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>昨今、企業の分社、MBO、M&A等が活発化しており、昨年の厚生労働省通知(平成14年3月22日保発第0322003号)により編入基準が緩和された。しかし、今後一層の展開がみられる中で、編入基準に該当しない場合も想定できる。</p> <p>また、医療保険制度改革では、保険者の再編統合が議論されている。この趣旨からも編入基準をさらに緩和し、各健保組合の規模の確保を図ることにより、財政の安定、事業の活性化に資することが期待される。</p>
根拠法令等	健康保険組合の事業所編入について(平成14年3月22日保発第0322003号)
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(5)	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し
規制の現状	2002年4月より、第3号被保険者の届出はすべて、配偶者が勤務している事業主等を通じて行うことになった。このため、事業主等は、第3号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届を提出しなければならない。
要望内容	第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。
要望理由	届出漏れの対策として実施された法律改正の趣旨は、事業主の納得が得られない。国民年金第3号被保険者の届出のうち、住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。事業主等を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。
根拠法令等	国民年金法第12条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局

社会保険(6)	児童手当受給(資格)者に対する年金加入証明書の提出回数の削減
規制の現状	児童手当受給者は、年1回の現況確認時や転勤時に市町村(特別区含む)へ届出するため、事業主が従業員の年金加入に関して発行する「年金加入証明書」が必要になっている。
要望内容	児童手当受給(資格)者に対して、事業主が発行する「年金加入証明書」は、初回の申請時に限って発行するものとするべきである。
要望理由	児童手当受給者は、年1回の現況確認時や転勤時に市町村(特別区含む)へ届出するため、事業主が従業員の年金加入に関して発行する「年金加入証明書」が必要になっている。証明書の発行を初回の申請時に限ることとし、必要などときには基礎年金番号をもとに社会保険事務所と市区町村の間で確認するなど、行政機関の間で確認できる仕組みにかえるべきである。そのことにより、企業の事務処理工数を減らすことができる。
根拠法令等	児童手当法第26条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省雇用均等児童家庭局